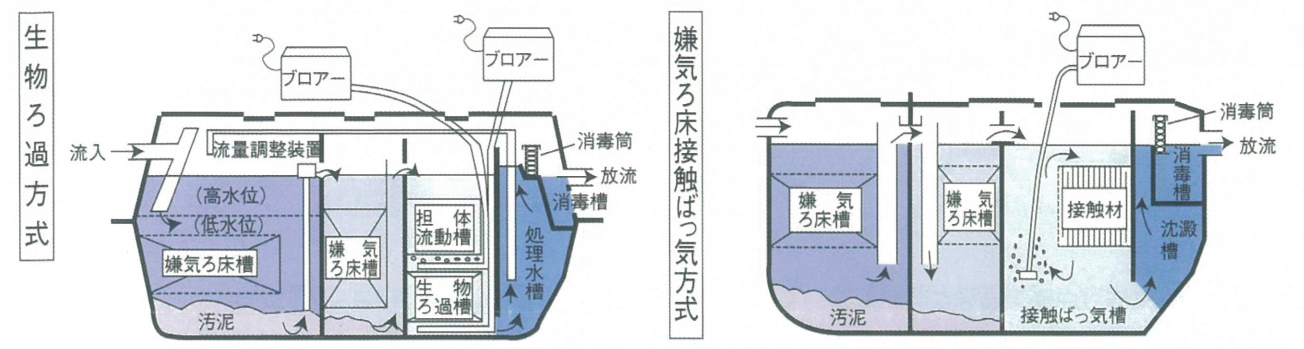


浄化槽のしくみ

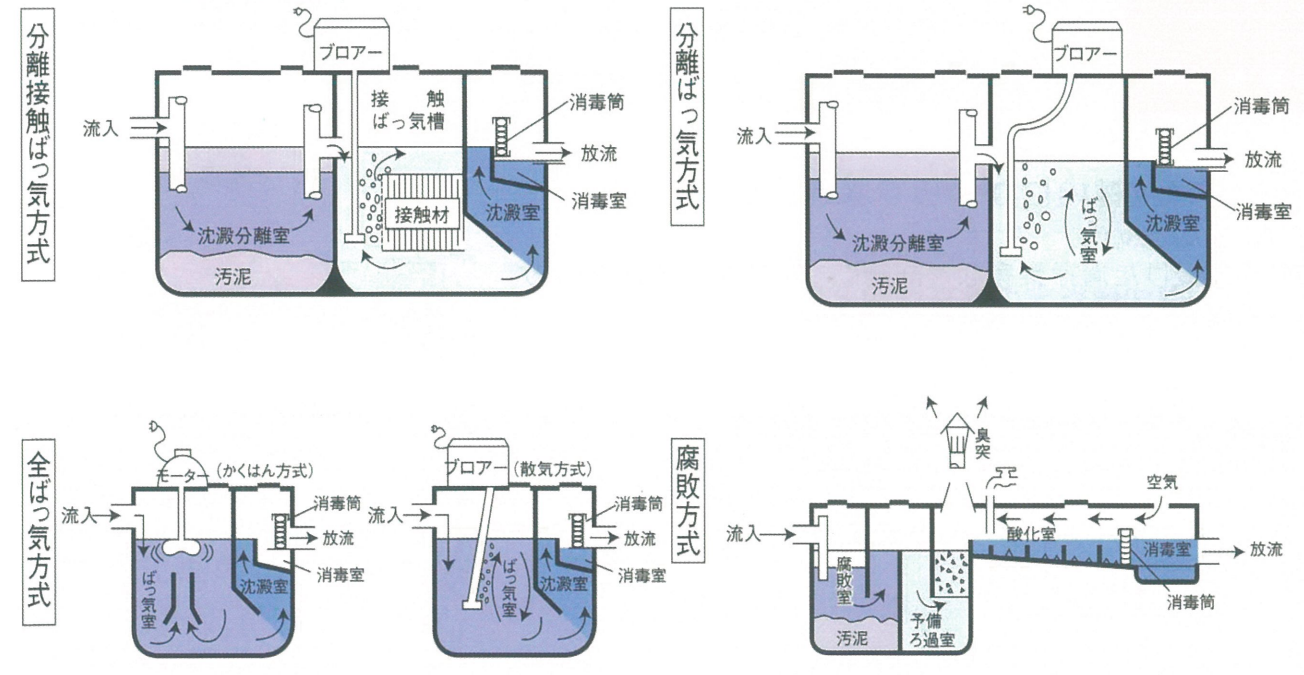
浄化槽にはいろいろな種類があります。

浄化槽(合併処理)……し尿と生活排水を合わせて処理する



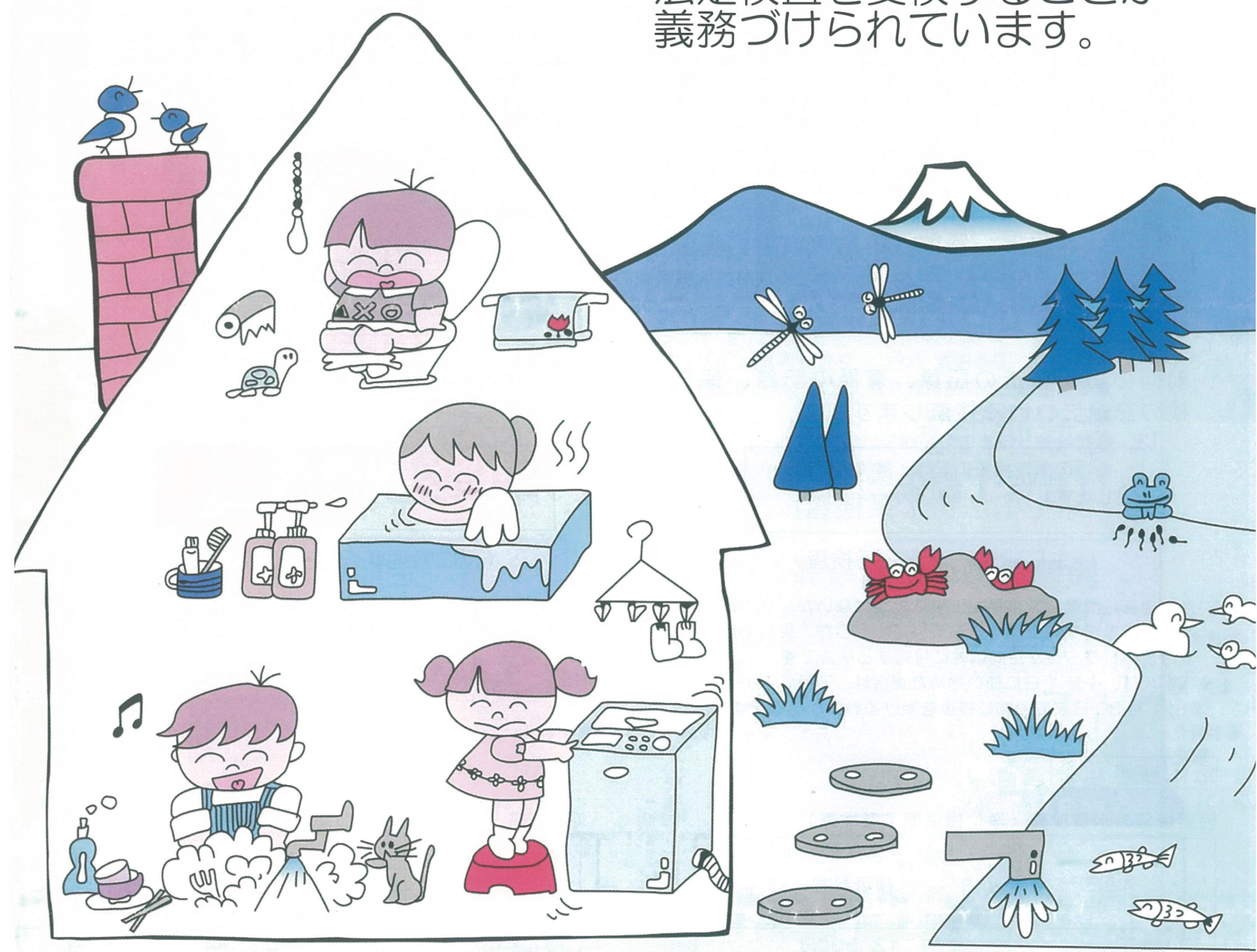
みなし浄化槽(単独処理)……し尿のみを処理する

(現在使用されているものもありますが、新しくは設置できません)
※みなし浄化槽(単独処理)から浄化槽(合併処理)への入れ替えを勧めています。
入れ替えにかかる費用の補助金制度を設けている場合がありますので、お住まいの市町村へお問い合わせください。



浄化槽をお使いのみなさまへ!!

浄化槽法により、法定検査を受検することが義務づけられています。



浄化槽法改正について (令和2年4月1日施行)

- 空き家などで使用しない浄化槽(みなし浄化槽を含む)については、清掃を実施した後、休止届を提出することにより、維持管理や法定検査等の義務が免除となります。
詳しくは、お住まいの地域を担当する保健福祉事務所へお問い合わせください。
- 生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れのある状態のみなし浄化槽(単独処理)には、知事(保健所を設置する市にあっては市長)が除却その他必要な措置をとるよう、助言又は指導をすることができることとなりました。

浄化槽の法定検査

- 浄化槽を使い始めて3か月後の日から5か月間以内に水質検査(7条検査)を受けなければなりません。
- その後、毎年1回の定期検査(11条検査)を受けなければなりません。
- 浄化槽設置後等の水質検査や定期検査を実施していない浄化槽管理者に対して、県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が指導や助言、勧告を行うことがあります。
- 勧告を受けた浄化槽管理者が勧告の命令に違反した場合の罰則が定められています。

浄化槽を使用する場合は、「法定検査」「保守点検」「清掃」を実施することが義務付けられています。

法定検査

(浄化槽法第7条第1項、第11条第1項)

◆検査項目

○外観検査

悪臭の発散、水漏れ、破損状況、か・はえの発生、消毒薬の状況、放流水の状況、施工状況（浄化槽設置後等の水質検査のみ）等について検査します。

○水質検査

水素イオン濃度指数（pH）、溶存酸素量（DO）、透視度、残留塩素濃度、生物化学的酸素要求量（BOD・浄化槽設置後等の水質検査のみ）等について検査します。

○書類検査

前回の法定検査の記録、清掃の記録、保守点検の記録について検査します。

設置後等の水質検査 (浄化槽法第7条検査)

(主に設置状況を見る検査)

浄化槽を設置後に、浄化槽工事に問題はないか、その浄化槽が汚水を浄化する機能を有しているかどうか、使い始めて3か月後の日から5か月間以内に確認する検査です。
(例えば、4月1日に使い始めた場合は、7月1日から11月30日までの間に検査を受ける必要があります)

法定検査料金

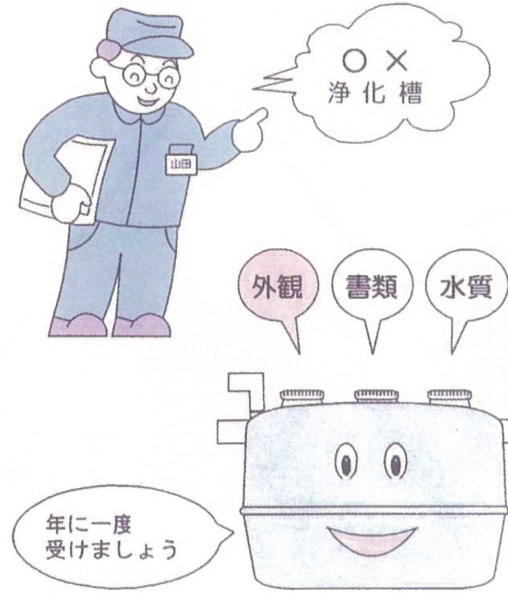
設置後等の水質検査（浄化槽法第7条検査）

大きさ	検査料金
10人槽以下	12,500円
11~20人槽	14,500円
21~50人槽	17,500円
51~100人槽	21,000円
101~300人槽	24,000円
301~500人槽	28,000円
501人槽以上	35,000円

法定検査の 申込み方法

この法定検査は、神奈川県知事指定の検査機関が行います。お住まいの地区を受け持つ検査機関（第3面参照）に申し込んでください。

「設置後等の水質検査」と、その後毎年1回の「定期検査」を受けることが、浄化槽法で定められています。



定期検査 (浄化槽法第11条検査)

(主に管理状況を見る検査)

浄化槽の清掃や保守点検が適正に実施され、浄化槽が正常に機能しているかどうか、年1回確認するための検査です。

定期検査（浄化槽法第11条検査）

大きさ	検査料金	
	みなし浄化槽 (単独処理)	浄化槽 (合併処理)
10人槽以下	5,500円	
11~20人槽	7,700円	
21~50人槽	10,000円	
51~100人槽	11,000円	13,800円
101~300人槽	13,700円	16,500円
301~500人槽	17,600円	21,000円
501人槽以上	22,000円	28,500円

※ みなし浄化槽（単独処理）とは、し尿のみを処理する浄化槽のことです。

保守点検・清掃とは別です。

保守点検

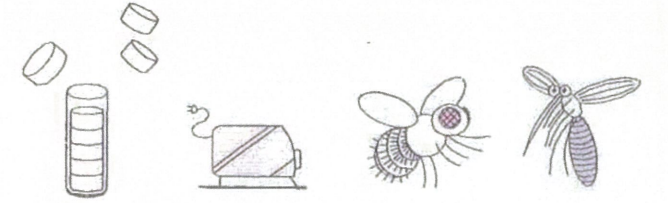
(浄化槽法第8条、第10条)

浄化槽は微生物によって汚水を処理するもので、常に微生物が活発に活動できる状態を保つ必要があります。専門的な知識を持った登録業者に、保守点検を委託してください。

◆専門業者が行う主な点検内容

- 機械の点検・修理
- 消毒薬の補充
- 害虫の駆除
- 簡易な水質検査

※県の登録を受けた浄化槽保守点検業者など詳細については、各保健福祉事務所へお問い合わせください。
(保健所を設置する市内については、各市の浄化槽担当部局へお問い合わせください。)



◆一般家庭の場合、年3~4回の保守点検が必要です。 (処理方式、人槽により異なります)

清掃

(浄化槽法第9条、第10条)

浄化槽を使用していると、槽内に微生物の死骸や汚泥が溜まって浄化能力が低下しますので、年に1~2回の清掃（汚泥等の引き出し）が必要です。

清掃した後は、浄化槽内にかならず水をいっぱい満たしてから使用してください。

※市町村の許可を受けた清掃業者など詳細については、お住まいの各市町村へお問い合わせください。



神奈川県知事指定の検査機関と受け持ち地区（令和4年4月1日から）

検査機関名	所在地	電話	受け持ち地区
一般財団法人 日本環境衛生センター	川崎市川崎区四谷上町10-6	(044)288-5225	横浜市※(鶴見区、港北区、緑区、青葉区、都筑区)、川崎市※、相模原市※
公益社団法人 神奈川県生活水保全協会	横浜市磯子区洋光台6-1-1 洋光台ファミリーコアビル3F	(045)830-5720	横浜市※(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区)、横須賀市※、鎌倉市、藤沢市※、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、愛川町、清川村
一般社団法人 神奈川県保健協会 西湘支所	中郡二宮町中里731-1	(0463)73-0511	平塚市、小田原市、茅ヶ崎市※、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

※保健所を設置する市（寒川町にあっては、茅ヶ崎市が所管になります）